

<文書質問>

〔通告内容〕 一問一答方式、60分

- 1 福生市における農業に関する施策について
 - (1) 農地を保全するために行っている施策について
 - (2) 「福生市農業振興計画」の改定における今後の農地保全の考え方について
- 2 子どもたちへの防犯対策について
 - (1) 「ふっさ情報メール」による不審者情報について
 - (2) 「子ども110番の家」について
- 3 福生市における教育のICTに関する取組について
 - (1) GIGAスクール構想の整備状況等について
 - (2) 教員がICTを活用する能力について
 - (3) 端末使用による子どもたちへの影響について

○2番（山崎貴裕君） 先の通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと存じます。質問方式ですが、一問一答方式で、時間は60分を予定しております。

質問は大きく3項目です。まず1項目め、福生市における農業に関する施策についての1点目です。平成27年都市農業振興基本法が制定され、これまで宅地や公共施設の予定地等としてみなされてきた都市農地の位置付けが、都市に必要で、あるべきものと転換されました。

福生市では現在、市内の農地を保全するためにどのような施策を行っているのかお聞きします。

○市長（加藤育男君） 山崎議員の御質問にお答えをさせていただきます。

農地を保全するために行っている施策についてでございます。

福生市の農地は、全て市街化区域内にあり、一般農地の宅地化が進んでいる状況でございます。

一方、生産緑地につきましては、固定資産税をはじめとする税金に関して優遇が受けられる反面、30年の営農が義務付けられる等の制約があり、容易に宅地化することができないため、一般農地と比較いたしましても、減少率が極めて低い数値となっております。

このことから、生産緑地の保全を進めることが、市の農地の保全につながると考えております。

そこで、平成30年3月には、福生市生産緑地地区指定基準の下限面積を500平方メートルから300平方メートルに引き下げ、要件を緩和することで、新たに4筆、約2700平方メートルを生産緑地地区に追加指定し、農地保全に努めているところでございます。

しかし、生産緑地は指定から30年が経過すると、いつでも市に買取申出をすることが可能となります。多くの生産緑地が平成4年に指定を受けたことから、令和4年以降は、条件なく買取申出をすることが出来るため宅地化されることが危惧されます。

このような中、平成29年6月15日に「生産緑地法の一部改正」が施行され、その中で「特定生産緑地制度」が創設され、平成30年4月1日に施行されました。

特定生産緑地の指定を受けると、買取申出をできる期限が10年延長されますが、固定資産税等の農地課税が継続し、新たな相続が発生した場合でも相続税納税猶予制度の適用を受けることができます。

そのため、「特定生産緑地制度」の周知に努め、指定を受けていただけるよう積極的な働きかけを実施しているところでございます。

その他に、市内農業者の営農環境を支援し今後の農地保全につなげることを目的に、農地の多面的機能の発揮や、地域住民に配慮した基盤整備事業に対する補助制度といたしまして、平成30年度に「都市農地保全支援プロジェクト補助金」を創設し、現在までに、防災兼用農業用井戸や土留め、フェンス等を設置した市内農業者3名に補助金を交付し支援しております。

また、福生市農業委員会におかれましても、西多摩農業協同組合と共催して「生産緑地に係る法律や農地保全に関する説明会」を開催していただき、市内農業者への周知にも努めていただいております。

福生市の農地につきましては、東京都26市の中では最も少ない面積ではありますが、このように各関係機関とも連携を図りながら、貴重な農地の保全に努めているところでございます。

以上でございます。

○2番（山崎貴裕君） 加藤市長、御答弁有難うございました。

生産緑地の保全に注力し、その指定条件の見直しや「都市農地保全支援プロジェクト補助金」の活用、また福生市農業委員会でも西多摩農業協同組合と連携して農地保全に関わる説明会を実施しているなどの施策が分かりました。ここで再質問を1点お願いします。答弁中にありました「特定生産緑地制度」についての市の取組についてお聞きします。

○都市建設部参事（北村章君） 再質問にお答えをさせていただきます。

特定生産緑地への指定には、所有者皆様の御理解と御協力が不可欠であり、丁寧な説明が必要なことから、市では、令和4年及び5年に期間満了となる生産緑地所有者の皆様全員を対象に、令和元年度に1回、また今年度は11月4日に特定生産緑地指定手続説明会を実施し、特定生産緑地制度の概要、手続きの流れ、今後のスケジュールにつきまして、御説明させていただきました。

生産緑地を所有する皆様の御意向をお伺いしましたところ、特定生産緑地への指定につきまして、おおむね御理解をいただけるものと考えておりますが、今後も特定生産緑地への指定に向けて、所有者皆様の御理解と御協力を得まして、福生市農業委員

会とも連携を図り、引き続き取り組んでまいります。

○2番（山崎貴裕君） 北村参事、御答弁有難うございました。

特定生産緑地への指定のため、農地所有者に対して、この制度の概要の説明、指定手続きの流れ、今後のスケジュール等を丁寧に説明し、理解を得られるよう取り組んでいることが分かりました。この特定生産緑地への指定が今後の農地保全の柱となってくるようですので、農地所有者へは漏れなく、時期を逸することなく、今まで同様丁寧に周知・対応をしていただき市内農地の保全に向けて施策を遂行していただくことを希望します。

次に2点目です。今年度は平成23年に策定された「福生市農業振興計画」が改定される年に当たります。これを改定するに当たり今後の市内における農地保全の考え方についてお聞きします。

○市長（加藤育男君） 福生市農業振興計画の改定における今後の農地保全の考え方についてでございます。

福生市農業振興計画は、平成23年3月に策定し、平成28年3月に一部改定をしており、策定から10年間の計画としていることから令和3年3月に改定いたします。

平成28年の一部改定後から現在までに、都市農業に係る様々な法律が改正されており、特に福生市の農業に深く関係しているのが、平成29年6月15日に施行された生産緑地法の一部改正、平成30年9月1日に施行された都市農地貸借円滑化法でございます。

中でも都市農地貸借円滑化法が施行されたことにより、相続税納税猶予制度の適用を受けている生産緑地の貸借や、貸借中に相続が発生した場合に、その生産緑地を貸し付けたまま相続した方が、相続税納税猶予制度の適用を受けることが可能となり、農地の保全や農業経営規模の拡大を目指す農業者にとりまして、大変大きな利点となっております。

今回の改定において、これらの法律の内容を盛り込み、また、今までの施策を継続していくことで、より一層、農地の保全に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○2番（山崎貴裕君） 加藤市長、御答弁有難うございました。

生産緑地の貸借や貸借中に相続が発生した場合の相続税納税猶予制度の適用を可能とした都市農地貸借円滑化法が平成30年9月に施行され、この仕組みを盛り込んだ形で福生市農業振興計画が改定されるとのこと、分かりました。これによって農地の保全がなされていくことを期待して1項目の質問を終わりにします。

次に2項目、子どもたちへの防犯対策について2点質問させていただきます。

1点目、「ふっさ情報メール」による不審者情報について、その仕組みや件数等についてお聞きします。

○市長（加藤育男君） 「ふっさ情報メール」による不審者情報についてでございます。

市では、携帯電話やパソコンのメール機能を活用し、防犯・防災情報や、観光・イベント情報など6つのカテゴリで、市からの情報を「ふっさ情報メール」として配信しております。

御質問の「ふっさ情報メール」による不審者情報につきましては、その多くが、児童・生徒やP T A、地域にお住いの方などから各学校に情報提供されたものでございます。

情報提供された学校は「東京都安全教育プログラム」に基づき、速やかに不審者情報を市教育委員会に報告し、市教育委員会は、その情報を、市内各小・中学校、各教育施設及び安全安心まちづくり課に連絡し情報の共有を図ります。

安全安心まちづくり課は、「ふっさ情報メール」にて不審者情報を速やかに配信するとともに、福生警察署及び市内の保育園、幼稚園、学童クラブ、児童館など、子供に関係する各施設に連絡し情報共有を図ることで、子供の安全確保に努めていただいております。

また、不審者への対応につきましては、速やかに110番・警察に連絡していただくよう学校等にお願いをしております。

次に、「ふっさ情報メール」による不審者情報の配信件数は、令和元年度は27件、令和2年度は11月末現在11件の配信で、今年の同時期を下回る配信状況でございます。

いずれの事案においても、幸いなことにケガ等は発生しておりません。
以上でございます。

○2番（山崎貴裕君） 加藤市長御答弁有難うございました。

ふっさ情報メールですが、6つのカテゴリでの情報で私もそうですが、多くの市民の皆様がその提供を活用されているようです。そのなかの不審者情報でございますが、子供たちへの安全ツールとして有効であると理解しておりますが、警察、学校、保育園等とも連携している仕組み、よく分かりました。しかし、市民の方々はこの情報のその後について知ることが出来ずに不安なまま過ごすといったケースがあります。最近でも刃物を持った不審者情報が2件続きましたが、その不審者のその後の情報が提供されずに不安を感じているという市民の声をあちこちで聞きます。そこで再質問ですが、不審者情報のその後について、市ではどのように把握されているのかお聞きします。

○総務部長（小川裕司君） 不審者情報のその後につきましては、警察に確認をしておりますが、不審者情報の該当者を特定することが難しく、続報が得にくいのが現状でございます。

○2番（山崎貴裕君） 小川部長御答弁有難うございました。

やはり、このような不審者については警察より続報が得にくいということで市も把握しきれていないこと、理解しました。しかし、同じ人物が不審者として扱われているのか、毎回違う人物が不審者となっているのか、また、不審者情報があった場所はその後安全に通行できるのか等の情報がないと市民も不安が払拭できにくいと思います。警察の管理のもと続報が得られないのであればなおさら関係各所、地域とも一層連携を強化して、子供たちの安全確保を行っていただきたいと存じます

次に2点目になります。「子ども110番の家」のステッカーを貼った商店や民家を見かけることがあります。市内の「子ども110番の家」についての現状と効果等についてお聞きします。

○市長（加藤育男君） 市内の「こども110番の家」についてでございます。

「こども110番の家」は、子供が危険を感じた時に、助けを求めることができる緊急避難場所として、民家や事業所等を指定させていただくものでございます。

指定された民家や事業所等に、「こども110番の家」の旗を、子供たちが見やすい場所に掲示していただき、その旗を頼りに避難してきた子供を保護するとともに、110番通報等の措置を講じることで、子供を犯罪から守る事業で、福生市立小中学校PTA連合会が主体となり実施いただいているところでございます。

「こども110番の家」の登録件数は、令和2年11月末現在1007件と大変多くの方々に御協力いただいております。

また、安心して子供が駆け込める新たな場所として「株式会社セブンイレブン・ジャパンとの地域活性化包括連携協定」に基づき、平成30年度より市内のセブンイレブンの店舗にも本事業への協力をしていただいているところでございます。

本事業の効果でございますが、「こども110番の家」の旗が地域にあることは、地域の皆様の防犯意識の高揚と犯罪抑止につながるものと考えております。

いずれにいたしましても、地域の安全は、警察や市役所、地域等が一体となり活動することが重要でございます。地域の皆様とともに、安全なまちづくりを一層進めてまいりたいと考えております。

以上で、山崎議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○2番（山崎貴裕君） 加藤市長御答弁有難うございました。

この子ども110番の家ですが市内1007件も登録されているということで非常に多くの方々の御協力をいただいていることよく分かりました。しかし、社会構造の変化に伴い、日中不在の家庭が増えている現状があることから、セブンイレブン・ジャパンとも連携し、日中でも子供たちが駆け込める場所を確保するなど、非常に有益なことだと思います。「子ども110番の家」は犯罪から子供たちを守るための場所のみならず、その存在自体が犯罪抑止力にもなっているということで、大切な事業であると感じました。今後も子供たちの安全・安心のため存続されていくことを願いまして2項目は終わります。ありがとうございました。

次に3項目、福生市における教育のICTに関する取組についてになります。

まず1点目についてです。

子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現するためにはGIGAスクール構想の実現が求められています。当市においても、子供たちの1人1台端末と通信ネットワークの一体的整備が進められていることは、過去の議会でも確認させていただいております。ここではそのGIGAスクール構想の実現に向けた端末等のハード面、プログラミング教材やドリル教材等のソフト面の整備状況と、それらを効果的に活用するためのアドバイザー的なGIGAスクールサポーターについてお聞きしたいと存じます。

○教育長（川越孝洋君） 山崎議員の御質問にお答えをさせていただきます。

GIGAスクール構想が実現されますと、子供たちが端末を鉛筆やノートなどの文房具と同じように日常的に使いこなすことができるよう、その活用を促していくことが教員の基本的な役割となります。今までのパソコン教室で使っていたタブレット型パソコンのように、起動の度に端末環境を強制的に初期状態に復元したり、端末の画面をモニター・制御したりするようなイメージから脱却し、教師が指示して使うのではなく、分からないことがあったら、子供が主体的に分からないことを調べるような使い方をする必要がございます。

今までも求められてきたことですが、これからの教育において目指す子供の姿は「自分で考え、主体的に問題を解決していくことができる子供」です。今後、どの教科でも、問題を見だし、課題を設定して、解決していくことを、主体的に行うことなど、問題発見・解決能力を学校教育で育てていく必要があります。

今回のGIGAスクール構想の実現は、今のような予測困難な社会において、主体的に問題を解決していく力を育成していくことにつながると考えております。

さて、議員御質問のGIGAスクール構想の整備状況についてですが、既に、ハードである全児童・生徒分のタブレット端末の確保はできておりまして、現在、業者が端末について、フィルタリングやアプリのインストール等のセッティングを行っているところです。

ソフトにつきましては、ワープロソフト、表計算ソフト、プレゼンテーションソフト、写真・動画撮影ソフト、動画編集ソフト、ファイル共有機能、アンケート機能、プログラミング教材、インターネットブラウザ、AIを活用したドリル、協働学習支援ツール等を導入します。

具体的な使い方としては、「ワープロソフト」では、考えたことを表現する場面や添削・校閲等の機能を使い、推敲の後を残しながら文章を書き進めたり、辞書機能を使って適切な語句を選んだり、コメント機能を使って互いに助言したりすることが考えられます。

「写真・動画撮影ソフト」では、何度も行うことのできない実験の経過を観察する場面や動きをスローや静止画で繰り返し振り返る場面、QRコードを読み取る場面が想定されます。

「動画編集ソフト」は、子供たちが撮影した映像の中に解説を入れる、撮影した写

真や動画を編集する、アニメーション作品をつくるといった場面が想定されます。

「アンケート機能」では、子供たちの多様な考えを瞬時に確認する、自動的にグラフとしてまとめて提示する、意見を効率的に可視化するといった場面が想定されます。

このようなソフトを使いながら、これからの授業では、一人一台端末と学習支援クラウドにより、学習に使うデータの保存を基本的にインターネット上の領域に行っていきます。

今まで学びのためのデータは、文字や紙でしたが、文書や画像、動画などのデジタルに変わってまいります。

また、GIGAスクールサポーターについてですが、技術的な面から支援するもので、一人一台端末で急増するタブレット端末の使用マニュアルの作成や各学校への納品対応、教員に対する使用方法の周知など、端末の導入時のサポートをする人材となっております。

月10から15日程度、教育委員会に常駐し、各学校からの要請に基づき、訪問や問合せ対応を行い、作成した運用ルール等の指導を行っております。

以上でございます。

○2番（山崎貴裕君） 川越教育長、御答弁有難うございました。

まず、ハード面であります市内小・中学校の全児童、全生徒のタブレット端末が確保されていることと利用に当たってのセッティング段階に入っていることが確認できました。新型コロナウイルス感染症の影響で、端末の確保が難しいといった話も耳に入っておりますが、周到的準備のたまものかと感じております。

ソフト面におかれましても、様々なツールが準備されていること、その活用方法についての説明もいただき、子供たちの学びの探求がより深められていくことと思われました。

そして、これらのハード、ソフトを有効に活用していくためのアドバイザーとなるGIGAスクールサポーターについても分かりました。月10日から15日のなかで市内小・中学校を循環してアドバイスされているようで、端末導入のスタートでつまづかないよう指導願いたいと存じます。

ここで再質問を1点、GIGAスクール構想に関連して、デジタル教科書の導入・推進もうたわれていますが、このデジタル教科書については整備されていくのか、お聞きします。

○教育部参事（神田恭司君） デジタル教科書には、教員が授業の中でディスプレイなどに表示して使用する「指導者用」と、子供たちが紙の教科書と同じように自分自身の端末で使用する「学習者用」の2種類がございます。

本市のデジタル教科書の整備につきましては、令和2年度に、小学校では指導者用デジタル教科書を導入したところでして、中学校に関しては、指導者用デジタル教科書を令和3年度予算計上しようと考えております。

これに対し、学習者用デジタル教科書については、子供たちが一人一人の手元にあ

る端末で、教科書を拡大して表示したり、ペンやマーカーで簡単に書き込んだり、繰り返し試行錯誤したりすることができるものとなっております。

この学習者用デジタル教科書に関しては、文部科学省は次の小学校の教科書改訂期にあたる令和6年度に本格導入することを視野に、現在、デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議において、一人一台端末環境におけるデジタル教科書・教材の活用促進について専門的な議論が行われておりますので、そちらを注視し、導入に向けて検証を進めてまいります。

さらに、学習者用デジタル教科書普及促進事業の実証事業や実証研究等を活用するなど、国や都の動向を注視してまいりたいと考えております。

○2番（山崎貴裕君） 神田参事、御答弁有難うございました。

デジタル教科書については小学校で本年度に教員用に導入され、中学校でも教員用が令和3年度にも導入予定であること、分かりました。また、児童・生徒用が教科書改定期に当たる令和6年度の導入に向けて動いていることも確認できました。デジタル教科書は従来の書籍教科書と併用していくのか、書籍教科書に取って代わってデジタル教科書1本になっていくのか、いずれにしても子供たちに最適な仕組みが講じられるよう期待しております。

次に、2点目の教員がICTを活用する能力についてお聞きします。ICTを活用した教育を推進していくには、端末や教材ソフトを整えるだけではなく、教員のICT活用能力も大変重要な要素となることと存じますが、当市では教員のICT活用能力を向上させるために、どのような取組が行われているかお聞きします。

○教育長（川越孝洋君） 議員御質問の教員がICTを活用する能力についてですが、教員の現在のICTを活用する能力として、毎年実施している学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果について御説明いたします。

調査の「教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力」に関する項目の中で、「授業に必要なプリントや提示資料、学級経営や校務分掌に必要な文書の作成」などの項目は全国平均よりも高くなっており、このような日常的にICTを活用する能力は、教員が既に身に付けている能力であると言えます。

一方、「授業で使う教材や校務分掌に必要な資料を集めたり、保護者・地域との連携に必要な情報を発信したりするためにインターネットなどを活用する」という項目については、全国平均より低くなっております。これは、教員が学校で日々使っている端末がインターネットにつながっていないということが一つの要因であると言えます。

「授業中にICTを活用して指導する能力」に関する項目の中では、「児童生徒の興味・関心を高めたり、課題を明確につかませたり、学習内容を的確にまとめさせたりするために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する」項目は全国平均より高くなっております。こちらは、各教室に実物投影機が入っていることの成果であると考えられます。

「児童生徒のICT活用を指導する能力」の項目では、「児童生徒が互いの考えを交換し共有して話し合いなどができるように、コンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導する」項目は、全国平均より大きく下回っております。こちらは、GIGAスクール構想により、日々使える端末と共有しやすいソフトウェアが入りますので、上がっていくと考えております。

このような結果を踏まえ、令和2年度は、情報教育研修会や学校ごとにオンライン研修会を実施し、ICTのドリルや協働学習支援ツールについて研修を行いました。

また、学力向上推進委員会や研究主任会では、ICTを活用した学習指導の在り方や、一人一台端末が整備されたことを見据えたタブレットを活用した授業研究等を実施し、大学の先生や文部科学省教育ICT活用アドバイザーの方々に、授業で効果的に一人一台端末を活用するにはどうしたらよいか、授業改善の視点から御指導をいただきました。今後も継続的にこの専門家の先生方から御指導をいただく予定であります。

他にも、学習支援クラウドについては、東京都教育委員会が「オンライン学習推進のための指導者講習会」を実施し、その講習を受けた市内全ての学校の教員が自校に伝達研修を行っております。この講習会では、福生第六小学校と福生第七小学校が、全都の先生方に向け、事例発表も行っております。また、本市で採用している学習支援クラウドに重点を置いた研修内容を学校に展開するように指導し、全校で研修が終了しております。

この学習支援クラウドに関しましては、既に、校長会、副校長連絡会、教務主任会、学力向上推進委員会等でも使用しており、その中で、情報共有や資料の配布、オンライン会議等を実施しています。

また、学校によっては、校内研修会を実施する際に、学習支援クラウドで資料をデータで配布したところ、ペーパーレスにつながるとともに、印刷などの時間が短縮され、働き方改革にもつながったとの報告がありました。

先日の学力向上推進委員会でも、研究授業についての成果や課題をクラウド上のファイルに、先生方が同時に協働編集しながら入力し、協議を行いました。

このような使い方は、授業でも実行可能なものであり、今後一人一台端末になった際には、子供たちの協働での意見整理や協働制作等にも活用してまいります。

今後、さらに一人一台端末を効果的に活用できるよう、企業や大学と連携した管理職研修やICTリーダー研修、各学校において全教職員向けの導入研修を実施してまいります。

○2番（山崎貴裕君） 川越教育長、御答弁有難うございました。これまでも、またこれからも様々な研修や講習会により教員にICT活用能力向上に向けた対策が講じられている様子がよく分かりました。その中でも大学教授等の専門家からのアドバイスも積極的に受け入れているようで継続していくことを期待します。

また、学校における教育の情報化の実態等に関する調査についての結果について説明をいただきました。ここで気になったのが、「インターネットを活用する能力」が

全国平均よりも低く、「コンピュータやソフトを活用する能力」では全国平均よりも大きく劣っているということです。この対策には強いテンションをかけて取り組んでいただきたいと思います。2点目について再質問はございません。

最後3点目についてです。これからのICT教育に、そして学校の臨時休業時等の不測の事態においても学びを継続するための非常に有効なツールとなるのが端末です。しかし、その端末の使用によって子供たちに与える影響も良しにつけ悪しきにつけ考えられると思います。有害サイトへの影響や健康への影響、また端末の自宅への持ち帰りの影響についてはどのようにお考えかお聞きします。

○教育長（川越孝洋君） 端末使用による子供たちへの影響について、お尋ねの有害サイト等ネットトラブルについてですが、多くの子供たちは、インターネット上の危険に対して無防備な状態で、しかも、自分が危険な目に遭いかねない状態であることを十分に理解せずに利用している可能性があります。何気なく書き込んだ個人情報や、悪気のない書き込みが世界中に発信されていること、対面のコミュニケーションとは異なり、書き込んだ内容が記録され、削除されない限りいつまでも残る可能性があること、悪質な書き込みが犯罪となったり訴えられたりするケースもあることなどについての認識も高いとは言えません。インターネット上のトラブルに関係する被害者や加害者も低年齢化している状況にあります。

学習指導要領において、各教科の学習の基盤となる資質・能力と定義された「情報活用能力」には、今、申し上げたことを学習する「情報モラル」も含まれております。この情報モラル教育は教科等横断的に育成を図ることとなっており、学校全体で体系的に取り組む必要があります。

その際、正しい行動規範やルールを教えて徹底させるだけでなく、行動の善悪を自分で判断できる力について、「SNS東京ノート」等を活用し、身に付けさせたいと考えております。

例えば、この「SNS東京ノート」に掲載されている「使い過ぎていないかな」の教材では、ゲームやネットの使い過ぎや適切な行動について考えたり、使い過ぎないための家庭のルールについて考えたりします。「これって悪口？」の教材では、相手の顔が見えないと、同じスタンプでも人によって感じ方が違うことに気付くことを学習できます。他にも「ウイルスに感染しましたと表示が出たら」、「ゲームの中の友達に写真を送ってと言われたら」、「夜遅くまでのグループトーク」、「漫画をSNSにアップすると」など、実際に起こり得そうな内容の教材が掲載されております。

このような教材を有効に活用しながら、利用のルールを押し付けたり、規制をかけたりするのではなく、実際に端末を使用する中で、判断や（自分を律するという意味の）自律に重きを置いた指導をしていきたいと考えております。

また、情報モラルを子供たちに指導するに当たっては、学校と保護者が連携して、子供たちのインターネット利用の実態を把握していくことが大切です。インターネットの閲覧に関しては、業者によるフィルタリングを行います。さらに、端末ごとに閲覧した内容や通信量を把握できるようになっておりますので、通信量が多い場合には、

健康状態等を学校から連絡するなど、適切な使い方ができるように指導をしてまいります。

このような設定にすることにより、子供たちがICTの適切な使い方について、身をもって学ぶ機会を得ることができると考えております。

なお、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」では、保護者がインターネットの利用状況を適切に把握することや、インターネット利用の危険性について必要な知識の習得に努めること、利用ルールを定めることなどが、「保護者の責務」として記されています。

また、東京都教育委員会と企業との協働調査では、家庭のルールを決める際、保護者主導でルールをつくったときより、子供と一緒にルールを作ったときの方が、子供がルールを守る確率が高いことも分かっております。家庭での使い方に関しても、「SNS東京ノート」に、主体的に考えることを目指した家庭でのルールの工夫が示されています。このような教材を生かしながら、家庭のルールを子供たちと話し合っただけで決めることができるよう、教材を活用した保護者会等を実施するなど、学校に指導してまいります。

「健康への影響」についてですが、文部科学省の「児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブック」によると、長時間、タブレット端末等の画面を見ることに関して、学校での利用時間程度であれば、健康面への大きな影響は生じないと示されています。大人向けの「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」においては、パソコンでのデータ入力のような集中的な作業については、連続作業時間は1時間を超えないようにし、超える場合には休止時間を設けるとの目安が示されていますが、学校では、様々な活動と組み合わせて端末を使うことが考えられるため、1時間以上ずっと端末を見続けるということは少ないと考えられます。ただし、長く端末を使って目が疲れる場合には、遠くを見るなどの工夫をしたり、目と端末の画面との距離を30センチメートル程度以上離し、姿勢を正しくしたりするなどの指導を行ってまいります。

「端末管理や持ち帰り」についてですが、子供たちは自分で自分の端末を管理できるようにしてまいります。筆箱を持ち帰って鉛筆を削るように、端末は毎日持ち帰り、充電をして学校に持ってくるようにいたします。基本的なことですが、パスワードの管理を自分でしていくことなどの基本的な操作についても指導をしていくことが必要となります。

「家庭学習」では、ドリル教材はもとより、学習支援クラウドを活用し、課題についての自分の考えを言葉で表現するだけでなく、画像や動画等で表現し、投稿するなどの学習も考えられます。また、自分の興味があることを調べる調べ学習にも大いに活用していただきたいと思っております。

先日の学力向上推進委員会に私も参加し、講師の先生の講義を伺いましたが、その中で「自己アピール動画の提出が入試や入社試験に使われているところがある」という話がありました。今回、動画編集アプリなども入れておりますので、子供たちの創造性を育む学習も充実することができるようになりたいと考えております。

また、現在、学校のパソコン室のタブレットは、フィルタリングが厳しすぎて、調べ学習で調べたいことが調べられない。必要なページや動画サイトが見られないなど、授業で使えない場面が多いとの話が学校から挙がってきております。

そのため、アダルトや暴力行為などはもちろんフィルタリングをかけますが、子供たちが主体的に端末を活用できるようにするとともに、創造的な活動を広げることができるようなフィルタリングの設定にしていきたいと考えております。真の情報活用能力を育成するとは、そのような様々な不要な情報の中から適切な情報を選ぶという力を付けることであり、実際に子供たちが大人になったときに、どのような力を付けることが大切なのかを見極めていくことが重要であると考えております。

これからの未来を開いていくふっさっ子のために、主体的に問題を解決していく資質・能力の育成につなげられるような、GIGAスクール構想を実現してまいります。

以上、山崎議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○2番（山崎貴裕君） 川越教育長、御答弁有難うございました。

インターネットトラブルは社会問題であり、子供たちが巻き込まれないようにしなくてはなりません。学習指導要領にある情報活用能力に含まれる情報モラル教育にも積極的に取り組んでいただきたいと思います。つつい端末使用で睡眠時間が削られる、視力が落ちた等の健康への影響も耳にします。端末の長時間使用や深夜の使用によることで授業中に眠くなることや、視力の低下などの健康への悪い影響に結び付くことは避けたいものです。それらに対しては、教材による端末の利用ルールの指導や、適切な利用方法を学ぶ機会の創出などにより指導していくこともとても良いものだと感じます。ルールを守ることについては、保護者主導でルールをつくるのではなく、子供と一緒にルールをつくったときの方が、ルールを守る確率が高いとのこと、分かりました。保護者の責務として利用ルールを定めることを期待します。

また、端末を家に持ち帰る場合に必要となるパスワードの管理教育、家庭での効果的・有効的な活用など、しっかり指導していただくことも必要だと思いますのでよろしくをお願いします。

再質問2点をお願いします。

一つは、端末の盗難・紛失の際の管理や扱い、また子供たちへの指導も小学校1年と中学校3年では違ってくると思いますが、そこについての対応や準備は出来ているのかお聞きしたい。

二つ目は、家庭での端末の扱いは保護者の理解も必要となるが、教育のICT化の保護者への周知・啓蒙は考えているのかお聞きします。

○教育部参事（神田恭司君） 1点目についてですが、この端末は中学校3年生まで使用することになります。

万一、盗難や紛失、故障した場合には、無償で交換できることになっておりますが、子供たちには、市からの貸与品であるため、大切に扱うことなどを指導してまいります。

小学校第1学年から中学校第3学年までの指導についてですが、現在、各学校・各学年において、いつ、どの教科の、どの単元で、どの情報活用能力を育むのか、各学校の実態や発達段階に応じて、年間指導計画を立てているところです。

その計画を基に実践を行い、子供たちがどのように変わったかなどから、毎年、その計画をブラッシュアップしてまいります。

2点目につきましては、令和2年10月15日の教育広報「福生の教育」において、GIGAスクール構想の実現に向け、授業や家庭学習で活用できるように、一人一台端末を1月に整備すること、「ふっさっ子の学びが新時代の学びへ」と題して、どのような学習ができるようになるのか、その概要を掲載いたしました。

また、端末導入に当たり、保護者向けの通知を作成し、保護者会等で周知・啓蒙するよう、学校に指導してまいります。

○2番（山崎貴裕君） 神田参事、御答弁有難うございました。

一つ目については、端末の管理と扱い方への指導、しっかりとお願いします。また、学年別の年間指導計画の構築もしっかりと行っていただきたいと思えます。

二つ目の家庭、保護者への教育のICT化の啓蒙への対応も引き続きお願いしまして、私の一般質問を終わりにします。

~~~~~